



『森林共同施業団地の推進』

「富士山西麓地域森林整備推進協定について」

静岡森林管理署

静岡森林管理署では、平成24年2月10日に富士宮市、富士宮市上井出財産区、静岡県富士農林事務所の4者で「富士山西麓地域森林整備推進協定」を締結しました。
本署では初めての取組となった協定の内容等について紹介します。

○締結に至った背景

今回の協定は、平成22年9月に静岡県知事、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター、関東整備局長、関東森林管理局長の3者で交わした「ふじのくに静岡の森林・林業の再生に関する覚書」に基づいています。

この覚書は、ふじのくに静岡の森林・林業の再生に向けて、

- 1 森林資源の循環利用を促進するため、森林共同施業団地の設定や効率的な路網の整備等により、利用間伐を促進し、木材安定供給体制の確立を目指すとともに、
- 2 森林が持つ多面的機能を十分に発揮させ、それを将来に継承していくため、針広混交林化や長伐期化、シカ等野生動物被害対策などの森林の整備・保全に取り組み、多様な豊かな森林づくりを進めることとしています。

現在、富士山地域では、これまで未利用だった国有林のウラジロモミの人工林で景観に配慮した間伐を実施し、山土場で製紙用チップ材などとして販売しており、今後、民有林

の林地残材も含めて、供給量の拡大が期待されます。

また、当地域ではニホンジカの生息数が増加していることから、民有林と国有林が連携して被害防止対策に取り組む必要があります。

さらに、当該地域は富士山世界文化遺産の申請区域に入っており、森林景観の整備に連携して取り組むことが必要になっていきます。



協定調印式

○協定の内容

協定では、富士山西麓地域の森林・林業の再生に向け、民有林・国有林が相互に連携、協力して取り組むため、森林の整備に関する事業、木材の安定的供給に関する事項及びシカ等の野生動物被害対策等を定め、協

定者が連携して安定的かつ効率的な林業経営の基盤づくりと森林施業を推進することを目的としています。具体的な内容は次のとおりです。

1 実施計画の対象とする森林面積

実施計画の対象となる協定対象地域の森林面積は、3,933ha、うち本協定に基づき森林整備を行う面積は、588haとされています。(表1参照)

表1 森林面積

(単位:ha)

区分	森林面積	森林整備面積
総数	3,933	588
富士宮市有林	290	57
財産区有林	313	32
国有林	3,330	499

注) 森林整備面積は、次項の森林整備事業等のうち間伐等の実施面積である。

国有林の森林面積には分収育林及び分収造林は含まないものとする。

表2 森林整備事業等

区 分	間 伐 等 (ha)	木 材 生 産 (m ³)	路 網 整 備 (m)
総 数	588	34,394	860(6,562)
富 士 宮 市 有 林	57	1,819	660
財 産 区 有 林	32	2,100	—
国 有 林	499	30,475	200(6,562)

注) 間伐等とは、利用間伐、保育間伐、本数調整伐を含むものとする。

路網整備の()書は、外書で改良によるものとする。

2 実施する事業
 本協定に基づき、協定期間(平成24年2月～28年3月)で予定している主な森林整備事業は、表2のとおりです。

なお、事業量については、事業の中期的な視点を確保するため、民有林の富士地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画(富士森林計画区)の期間(平成33年3月末)のうち5年間の見込み数量としています。
 本協定期間以降については、本協定の更新に関する協議と併せて、決めることとしています。

3 協定のポイント

(1) 間伐材等の安定供給

民有林と国有林が連携して、現地に適合し、かつ、利用可能な間伐材を低コストで搬出できる作業システムを検討及び導入を推進し、作業の効率化及び連携した出荷により木材の安定供給を図ります。なお、当地域の国有林では平成24年度には117万立方メートルの間伐と2,950万立方メートルの木材生産を行う予定です。

(2) 低質材の利用拡大

林地残材及び被害木等の低質材の利用拡大については、相互に連絡調整を図りながら進めることとしています。当該地域の国有林では、平成24年度には、1,350万立方メートルのウラジロモミ間伐材の販売を予定しています。
(3) 高性能林業機械の利用促進
 緩傾斜地であることから、特に作業路網の整備と併せた高性能林業機械等について、相互で利用の促進を図ることとしています。



ウラジロモミのシステム販売
(チップをトラックに積む様子)

(4) シカ等野生動物の被害対策への取組

- シカ被害防止対策に係る既設の協議会等との連絡調整を図り、被害防止対策を進める。
- シカ被害防止対策について、必要に応じ、連絡会議等を開催し、効果的かつ効率的な被害防止対策の検討を行う。
- シカ被害防止対策の取組については、協定区域内だけでなく、まわりの区域外についても関係機関等と連絡調整を図り進める。

既に3月には、連携して、くくりワナによるニホンジカの捕獲作業を実施しました。



協定当事者によるシカ被害防止対策の共同作業の様子
(くくりワナの設置)

協定内容の具体化は平成24年度から本格的に始動しますが、民有林・国有林を通じての低質材の有効活用やシステム販売等による木材の安定供給などを進めることで、富士山の豊かな森林の保全を図り、もって世界文化遺産の登録にも寄与できるよう取り組んで参ります。